

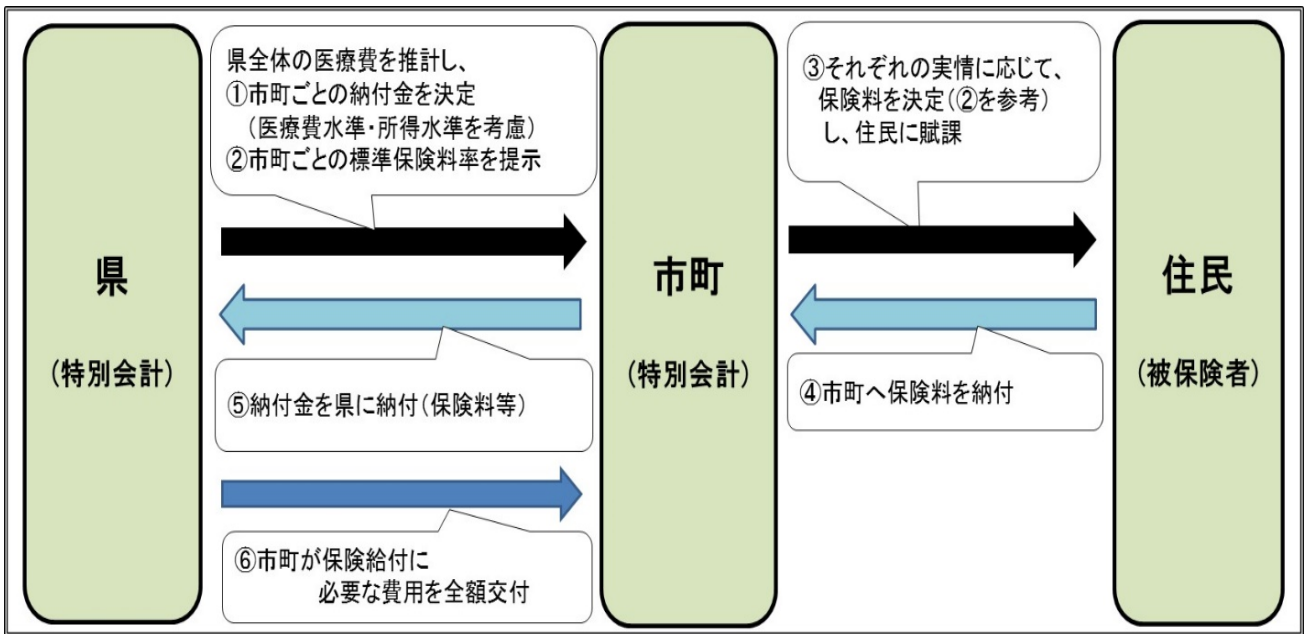
平成 31 年度国民健康保険事業費  
納付金の算定結果について

# 平成31年度国民健康保険事業費納付金の算定結果について

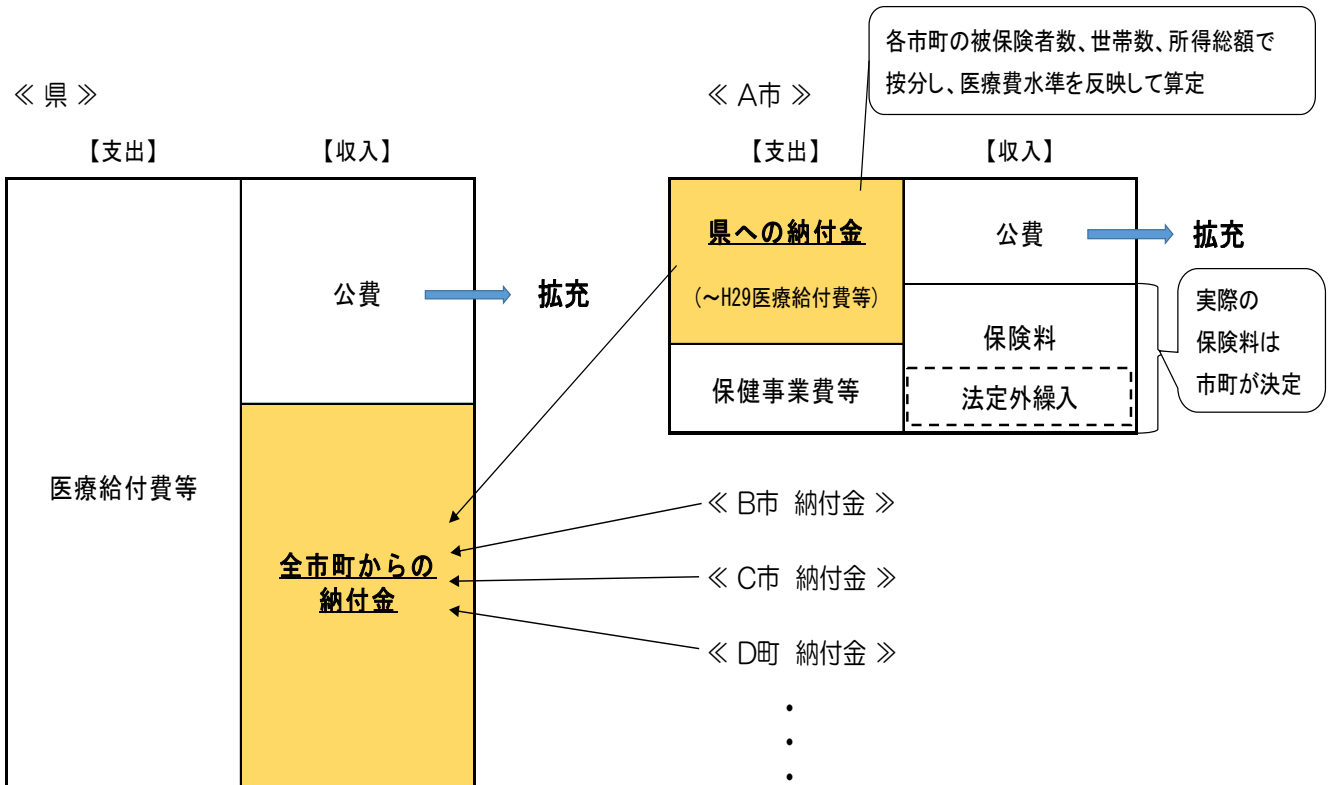
## 1 新たな財政運営の仕組み

≪旧制度（～H29）≫ 市町ごとの財政運営

≪新制度（H30～）≫ 県単位での財政運営（県の新たな財政負担はなし）



## 2 納付金の仕組み（イメージ図）



※後期高齢者医療制度への支援金等(支出)及び現役世代(被用者保険)からの支援金(収入)を除いたイメージ図

### 3 国民健康保険事業費納付金の算定結果

#### (1) 算定の前提条件

- ・平成30年度と同様、国から示された係数等を用いて、国保運営方針に記載の算定方式等により算定
- ・国保制度改革に伴い交付されている国からの公費拡充額を反映

#### (2) 算定結果（概要）

- ・高齢化の影響等により、1人当たり医療給付費等は増加するものと見込んでおり（対前年度+3.9%【過去の伸び率を参考】）、県平均の1人当たり納付金額についても、同程度増加（対前年度+3.6%）

【県平均1人当たり納付金（前期高齢者交付金の精算額を除く）】

①H30 算定額 (円)	②H31 算定額 (円)	増減額 (②-①) (円)	増減率 (%)
130,898	135,611	4,713	3.6

- ・市町毎の状況は別紙のとおり

国保加入者の医療費水準や所得水準の伸びが大きい市町は負担が増加する傾向

### 4 各市町における保険料決定

今後、各市町では、県が示す納付金額をもとに、市町の運営協議会での議論を踏まえ、条例改正、予算審議など、所要の手続きを経て、実際の保険料を決定

※実際の保険料は、県が示す納付金額から、公費（市町事業等に対する国費等）及び法定外繰入（各市町が任意で実施）の金額を差し引くなどして、市町が算出

## H31 納付金 算定結果

区 分	一人当たり納付金額 (前期高齢者交付金の精算額を除く)			
	H30 算定額 ① (円)	H31 算定額 ② (円)	増減額 ②-① (円)	増減率 ②/① (%)
金 沢 市	137,891	143,714	5,823	4.2
小 松 市	131,965	137,397	5,432	4.1
七 尾 市	117,167	124,269	7,102	6.1
加 賀 市	126,329	134,226	7,897	6.3
輪 島 市	112,739	115,584	2,845	2.5
珠 洲 市	100,119	102,367	2,248	2.2
羽 咋 市	112,947	115,589	2,642	2.3
白 山 市	133,280	136,647	3,367	2.5
能 美 市	133,238	136,491	3,253	2.4
川 北 町	126,826	129,805	2,979	2.3
野々市市	149,239	150,421	1,182	0.8
津 幡 町	124,393	126,827	2,434	2.0
かほく市	122,400	125,820	3,420	2.8
内 灘 町	135,790	137,738	1,948	1.4
志 賀 町	118,922	120,441	1,519	1.3
宝達志水町	116,306	119,081	2,775	2.4
中 能 登 町	112,948	115,855	2,907	2.6
能 登 町	128,521	134,113	5,592	4.4
穴 水 町	96,944	99,367	2,423	2.5
県 平 均	<u>130,898</u>	<u>135,611</u>	<u>4,713</u>	<u>3.6</u>

◇ 1人当たり納付金額(=納付金額/加入者数)は、市町が決定する実際の保険料とは異なる

◇ 制度改革による負担増が一定割合を超える市町に対しては、国の公費等による「激変緩和措置」を実施